



## “国分寺市自治基本条例素案の理解を深めるために”

国分寺市自治基本条例合同検討会

この冊子は、市民の皆さんへの説明と意見交換会を開催した際、条例素案をよく理解できる簡単な説明書や解説書をつくるべきではないかとのご意見ご要望があり、また、検討会としてもその必要性を感じておりましたので、この度策定の背景や過程で議論された主な論点を含め、「自治基本条例素案」の理解を深めていただくために作成したものです。ぜひ、ご覧いただきこの条例が市民主権を確実なものとする市政運営の基本となる条例であることをご理解いただきたいと思います。なお、本素案は「国分寺市自治基本条例案の策定に関する協定書」に基づいて策定されたものです。

今後自治基本条例が議会の議決を経て、公布施行された暁には、別途分かりやすい逐条解説書が発行されるものと期待しています。

### (前文)

私たちのまち国分寺は、国分寺崖線や湧水群、史跡武蔵国分寺跡、さらには新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた農のある、緑豊かな住宅都市として発展を続けています。私たちは今、先人から受け継いだこのまちに住み、働き、学び、活動しています。そして、このまちを誇りにし、国分寺らしさを大切にしながら、福祉や環境、教育や文化、子育てなどさまざまな分野において新たな個性を創造し、“住み続けたいまち、ふるさと国分寺”のまちづくりを、自らの手で進めたいと思っています。

地域のことは市民自らが責任をもって決めていくことが市民自治の基本であり、自治体が自主性、自立性を確立、拡大することが地方分権推進の鍵であります。私たちは、市民が主権者であり、国分寺市は市民の信託によって創られたものであることを確認し、平和を希求し、人権を尊重し、男女平等のもと市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を目指し、情報の共有、参加と協働を通じ、真の市民自治を確立するため、ここに、国分寺市の最高規範として、自治基本条例を制定します。

### (解説)

- 1 一般的に、条例には「前文」はありません。しかし、自治体の最高規範とされる自治基本条例については、他の自治体の例でも「前文」が掲げられています。
- 2 市の条例のうち、最近制定された「まちづくり条例」、「環境基本条例」にも前文があります。個別の条例と位置付けが異なり、それぞれの分野での基幹的条例との位置付けがあつてのことと思います。
- 3 新たな個性とは、古来の歴史、文化、湧水、緑といった国分寺らしさを大切にしながら、さまざまな分野において、協働でつくりあげていくものです。
- 4 用語のうちの「農」とは市の地域特色である都市農地、都市農業等を指し、「緑」とは雑木林、屋敷林、崖線緑地等をいいます。「湧水群」とは、名水百選にも選ばれた湧水をはじめ、国分寺崖線からの湧き水をいいます。

## 第1章 目的

### (目的)

第1条 この条例は、市民主権を基本とした市政運営を推進するため、参加と協働、情報の共有などについての仕組みと市の運営原則などを定めるとともに、国分寺市（以下「市」といいます。）における自治の基本理念を明らかにし、その実現を図ることを目的とします。

### (解説)

- 1 この条文は、前文の「地域のことは市民自らが責任をもって決めていく・・・」を受けて、条例制定の目的が市民主権を基本とした市政運営を推進するためであることを明確にしたものです。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住み、働き、学び、または活動する者をいいます。
- (2) 参加 市政へ市民の意思を反映させるため、政策の立案、実施および評価のそれぞれの過程に市民が主体的に関わることをいいます。
- (3) 協働 市民と市が対等の立場で能力を分かち合い共通の目的の実現に向けて協力して取り組むことをいいます。

### (解説)

- 1 市民とは、地方自治法でいう「市に住所を有する住民」だけでなく、市内で働き、学び、活動する者を意味し、外国人も含みます。

## 第2章 基本理念

### (基本理念)

第3条 市民と市は、主権者である市民の意思が生かされる市政、市民の意思に基づいて自主的、自立的に運営される市政を目指します。そのため、市は市民の知る権利を最大限保障し、参加と協働を推進します。

### (解説)

- 1 理念とは一般的に「理性で得られる最高の概念」とされています。この基本理念は条例の全般に共通した考え方です。したがって、本条例の各条項の解釈・運用にあたっては本条項の趣旨に基づきます。

## 第3章 参加と協働

### 第1節 参加と協働

#### (市政に参加する権利)

第4条 市民は、年齢、性別に関わりなく自らの意思を市政に反映させるため、市政に参加する権利を有します。

### (解説)

- 1 市民の市政に参加する行為を権利として規定しました。また、その大前提となる市政に関する情報を知る権利を最大限保障することを前条の基本理念の中で、明確にしました。
- 2 参加と参画との関係や使い分けについての論議がありましたが、この条例での用語としては、参加に統一することとしました。したがって、参加には参画を含みます。
- 3 参加と協働とは密接な関係にあるといえます。

#### (参加と協働における市民の責務)

- 第5条 市民は、市民自治を推進する責任が自らにあることを認識し、参加と協働に積極的に取り組むように努めます。また、参加と協働にあたっては自らの言動に責任をもつように努めます。
- 2 市民は、参加または協働をしないことによって不利益な扱いを受けることはありません。

### (解説)

- 1 参加と協働については、地方分権推進委員会の訴えのなかにあります。そこには「自己決定と自己責任」があることを明らかにしています。「……自らの言動に責任をもつように努めます」の表現はこれを受けて定めたものです。
- 2 参加と協働は市民全体の権利ですが、参加するかどうか、協働するかどうかは、市民一人ひとりの判断によります。

#### (参加と協働の推進)

- 第6条 市は、第4条に定める市政に参加する権利を保障するため、次の各号に掲げる政策の立案、実施および評価のそれぞれの過程における参加と協働を推進します。
- (1) 市の基本構想・基本的事項を定める計画およびそれらの実施計画の策定
  - (2) 各基本条例および市民の義務や権利の制限におよぶ条例の制定改廃
  - (3) 市民生活や地域に大きな影響をおよぼす施策、制度などの導入
  - (4) 大規模あるいは重要な施設の設置計画とその利用、運営方針の策定

### (解説)

- 1 政策の立案、実施および評価のそれぞれの過程における参加と協働について、具体的に示しています。これは制限的に列挙したものではありません。
- 2 市政全般について市民参加が活発になることこそが市政の活性化につながることは明らかです。

#### (参加と協働の方法)

- 第7条 市は、前条に定める参加の推進にあたり、次の各号に掲げるいずれかの方法により進めます。
- (1) 市の附属機関あるいはこれに準ずる組織への委員としての参加
  - (2) 公聴会、説明会、懇談会などへの参加
  - (3) 個別の施策や課題についての集団検討会などへの参加
  - (4) 素案に対する市民の意見を考慮するパブリックコメントへの参加
  - (5) アンケート調査、ヒアリングなどへの意見表明
  - (6) その他参加にあたって必要と認める方法
- 2 市は、前条に定める協働の推進にあたり、市民活動団体、地域コミュニティなどとの連携により進めます。

**(解説)**

- 1 参加と協働の方法については、いろいろなやり方があることを、分かりやすく列挙しました。
- 2 (6)には、今後開発される情報機器による参加等が考えられます。

**(協働のための基盤整備)**

第8条 市は、協働の推進にあたり、多様で開かれた場や機会の創設、拡大など協働のための基盤整備に努めるとともに、市民活動団体、地域コミュニティに対して、その自主性を尊重しつつ、必要な支援を行うものとします。

- 2 市は、地域の公共施設およびその機能の地域コミュニティづくりへの活用を積極的に進めます。

**(解説)**

- 1 市民活動センターは、広く市民の地域活動についてその自主性を尊重するなかで、市と活動団体や個人との協働について、仲介と双方向の支援、情報提供、情報収集、相談助言、会議室の提供等を行います。

**(地域コミュニティ)**

第9条 市民は、地域福祉の増進、子どもの健やかな成長など地域の課題を地域で解決し、安全で安心して暮せるきずなのあるまちを目指し、地域コミュニティづくりに努めます。

**(解説)**

- 1 公民館が、市民が地域の諸課題について語り合う交流の場となっているかどうか、活動の現況や問題点等、種々論議がありました。
- 2 公民館は教育委員会に所属する教育機関です。長い歴史と実績のあることは等しく認めるところですが、さらに地域社会の変化に応じた市民の交流と活動そして学びの場としての機能と役割が期待されています。
- 3 最近では、協働の担い手になる市民のための学習、文化の創造の場として、また、地域コミュニティの拠点として大きな役割を果たしています。
- 4 新規事業として「異世代交流事業」や市政の課題についての学習会等を積極的に行うようになっていきます。公民館 5館共通の課題やそれぞれの地域特性に応じた活動についても話し合いが定期的に行われています。
- 5 公民館のほかに、市内には地域センターがあり、その運営管理は市民生活部の所管となっていますが、公民館との役割分担や新しい事業の展開等について明らかにされていないとの指摘がありました。地域センターと公民館との連携による事業の活性化、例えば幼児や高齢者の支援活動が求められていることについて、両者で検討して対応すべきであるとの意見がありました。
- 6 地域には各種のコミュニティがあります。本格的な少子化・高齢社会を迎えて、これからは地域コミュニティの形成、活動と新しい分野への発展が期待されています。

## 第2節 住民投票

(住民投票)

- 第10条 市は、市政に関する重要事項について、広く市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。
- 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
  - 3 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

(解説)

- 1 住民投票とは、市民が直接に多数意思によって重要問題について、直接判断する行為・方法です。
- 2 住民投票の結果の取り扱いについては、拘束型(決定型、投票の結果どおりとする)と諮問型(非決定型、慎重な判断を要する参考意見)との両論がありました。拘束型では市長の執行権や議会の議決権を犯すおそれがあるとの意見もあって、結論としては、諮問型としました。なお、諮問型であってもその結果は十分尊重されるべきであるとの意見が大勢を占めました。
- 3 住民投票実施の発議権は誰にあるのかについては、地方自治法に定められている直接請求を除き、市、議会そして市民それぞれにあります。しかし、請求があったとしてもこの条例の10条3項にあるとおり、その実施方法などについては、条例で定められることになっていますから、議会の同意がなければ実施できません。
- 4 住民投票の対象として、税金や手数料等については現在除かれています。自治体の財政基盤に直接影響するものとの考え方からでしょう。

## 第3節 自治推進市民委員会

(自治推進市民委員会)

- 第11条 市は、この条例による自治の推進を図るため、国分寺市自治推進市民委員会(以下本条において「委員会」といいます。)を置きます。
- 2 委員会は、この条例の運用および改正などに関する事項について審議し、執行機関および議会に対し建議することができます。
  - 3 執行機関および議会は、委員会の建議を尊重しなければなりません。
  - 4 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。
    - (1) 公募により選出された市民 12人以内
    - (2) 識見を有する者 3人以内
  - 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
  - 6 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定めます。
  - 7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理します。
  - 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。
  - 9 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となります。
  - 10 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができません。
  - 11 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによります。
  - 12 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定めます。

### (解 説)

- 1 このような役割をもつ自治推進市民委員会を直接自治基本条例に規定した例は少ないようです。この自治基本条例は、いわゆる理念規定であって、個々具体的な行政運営のあり方は、個別の条例や規則に任されます。したがって、この条例に則って行政運営がなされているかどうかを常時監視し、問題があれば適時適切に関係機関に対して意見を述べ、または解決策を提案できる機関としてこの委員会を設けることにしました。
- 2 当初この委員会は市長の附属機関とせず、独立した市民の団体、組織とするほうが組織設置の目的に合致するとの意見もありました。
- 3 この委員会の委員の選任は市長が行うこととなりますが、委員会設置の意義目的を重く受け止めて、厳正に選任されるべきでしょう。

## 第4章 情報の共有

### (情報公開・情報共有)

- 第12条 市民は、市政に関する情報について、市から提供を受け、または自ら取得する権利を有します。
- 2 市は、市政への市民の参加と協働を推進するため、市民に対し市が保有する情報を積極的にかつ、迅速に、わかりやすく公開し、提供するなど市民との情報の共有を実現しなければなりません。

### (解 説)

- 1 情報の提供が適時、適切に行われなければ、市民は市政に対する判断や評価ができにくくなります。現在、市の情報提供媒体としては、毎月2回発行される「市報」とホ－ムペ－ジ、その他の個別広報資料があります。その役割の確認と評価を適宜行い、よりよい情報提供に常時努めるべきでしょう。

### (説明責任)

- 第13条 市は、政策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果および手続等を市民に明らかにし、わかりやすく説明する責任があります。

### (解 説)

- 1 市に対して説明を求めることは、市民の当然の権利ですが、説明の方法としては、議会答弁、各種の説明会、懇談会、市報等が考えられます。個別の事務事業の内容によって、いろいろな手段、方法が考えられます。

### (個人情報の保護)

- 第14条 市は、個人の権利および利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、保管および利用について、必要な措置を講じなければなりません。
- 2 市民は、別に条例の定めるところにより、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除および利用中止を求める権利を有します。
  - 3 市は、市が保有する個人情報の不適切な取扱いにより個人の権利および利益が侵害されたときは、速やかにその状況および原因を究明するとともに、必要な措置を講じなければなりません。

## (解 説)

- 1 今年の4月から個人情報保護法が完全施行され、民間事業者(5,000件以上の情報を保有する)も情報保護義務を負うことになりました。民間でも個人情報の保護対策の強化に努めています。
- 2 自治体では「住民基本台帳法」による個人情報が、原則だれもが閲覧できることになっていので、その情報が悪用される場合もあり、種々社会問題となっています。市では適正な運用が図られるよう、例えば使用目的の明示や本人確認を行う等さまざまな方法を講じています。
- 3 市から業務の委託を受けている事業者も個人情報保護法の規定と市の個人情報保護条例の適用を受けることとなります。
- 4 個人情報保護条例では、市が個人情報を取り扱う業務を開始または変更するときは、その利用目的、対象者の範囲、記録項目、管理責任者等を「個人情報取扱業務登録台帳」に登録することを義務づけています。また、業務の登録及び変更の際には、国分寺市個人情報保護審議会の意見を聴くことも合わせて義務づけています。

## 第5章 議会の役割と責務

### (議会の責務)

第15条 議会は、市民の負託に応え、その機能を十分に果たすため、効率的な議会運営に努めるとともに、この条例の基本理念に基づいて、参加と協働を推進しなければなりません。

## (解 説)

- 1 議会の効率的運営については、議会や市民との意見交換の結果を受けて、慎重に討論した結果の規定です。なお、議案の審議が慎重かつ必要、十分な時間をかけて行われることは当然です。
- 2 議会の権限には、条例を制定する、予算を議決するといった重要な意思決定があります。さらに、議案を提出することもできれば、自治体の事務全般について、検査、監査、調査する権限もあります。従前は機関委任事務については、この権限は及びませんでした。ますます議会の役割は重要になってきています。
- 3 議会傍聴者への資料配布、席の確保、審議中断の理由の説明等は、市政への市民参加をすすめるためには必要な配慮です。

### (情報の共有)

第16条 議会は、その保有する情報を市民に迅速、かつ適切に公開し、提供するなど開かれた議会運営に努め、市民との情報の共有を進めなければなりません。

## (解 説)

- 1 議会活動については、「市議会だより」によって、審議の状況や議員の判断、意見を知ることができるほか、請願、陳情、意見書等の取り扱い等が分かり現状では貴重な情報です。
- 2 議会速報の発行、CATVの活用、会議の録音テープの貸し出し等の工夫は、市民と議会との情報の共有に役立ちます。速報の配布などは市民参加、協働によって、費用をあまりかけなくても実施できると思われれます。

- 3 市民への情報提供は、選挙の際の重要な判断材料となります。情報化時代に対応した努力が望まれています。

(議員の責務)

第17条 議員は、市民の代表として誠実に職務を遂行するとともに、その内容について市民へ説明する責任を十分に果たさなければなりません。

(解説)

- 1 議会の広報活動とともに、議員個人の広報活動も同じように重要です。議員の日常的な活動状況についての情報提供の方法としては、ニュースの発行、議会活動の報告会、街頭での訴え等多様なものがあります。議員として、何を、どう判断したか、についての説明や報告が大切です。議会との意見交換の場でもいろいろと発言がありました。議員がその活動状況を明らかにすることによって、議会が市民の身近なものとなります。

## 第6章 執行機関の役割と責務

(組織編成)

第18条 執行機関は、市政運営が迅速、かつ効果的に行われるよう、市民にわかりやすい組織を編成しなければなりません。

(解説)

- 1 市だけの都合で組織を決めてしまうことなく、市民本位のわかりやすい組織編成を心掛けるべきであり、市民の意見を聞くこともひとつの方法でしょう。
- 2 市の組織は、縦割りであり、連携して事務事業を執行する力に欠けていると言われています。組織間で常に情報の交換を行い適切な結論を得て、事業を執行する必要があります。

(市長の責務)

第19条 市長は、この条例の基本理念および市政運営の原則を遵守して市政を推進し、市民の信託に応えなければなりません。

- 2 市長は、前項の規定に基づいて市政を運営するにあたっては、職員の育成を図り、効果的に行わなければなりません。

(解説)

- 1 市長の権限について、地方自治法の第147条に「普通地方公共団体の長(市長)は、当該(国分寺市)普通公共団体を統括し、これを代表する」と定められています。また、行政委員会の予算の編成権は市長にあります。
- 2 議会との関係では、例外として地方自治法第179条に、議会が成立しないとき、会議を開くことができないとき、議会を招集する暇がないと認めるとき、議会が議決すべき事件を議決しないときは、市長は議会が議決すべき事件を処分することができることになっています。ただし、直近の議会にその承認を求めなければなりません。

(市長等の就任時の宣誓)

第20条 市長は、就任にあたっては、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、この条例の基本理念の実現と地方主権の確立のため、公正、かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければなりません。

2 前項の規定は、助役、収入役および教育長の就任について準用します。

(解説)

- 1 首長の多選禁止等も論議されましたが、立候補することは、一定要件のもとでは法律によって保障されていますし、首長を選ぶ権利は住民にあるとの意見が多数を占めましたので、ここでは規定しないことにしました。
- 2 吏員その他の職員については、市に採用されたときは、地方公務員法第31条の定めるところにより、自治体の定める条例により、サービスの宣誓をしなければなりません。
- 3 国分寺市のサービスの宣誓に関する条例には、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない」とあります。宣誓文は下記のとおりです。

宣誓書

私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。

私は地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

(行政委員会)

第21条 行政委員会は、その機能を十分に果たすとともに、この条例の基本理念に基づいて運営されなければなりません。

2 行政委員会の委員の選任にあたっては、市民参加を考慮し、公平性、透明性の確保に努めなければなりません。

(解説)

- 1 一般的に他の自治体の自治基本条例は、行政委員会には触れていませんが、行政委員会の役割の重要性を考えれば、市長の執行する事務事業と同じく行政委員会の事務事業の執行にあたっては、この条例の基本理念に基づくべきこととしました。
- 2 行政委員会の委員を市長が選ぶときには、あらかじめ議会や市民に相談するという法律や条例の規定は現在ありません。この条例ではあえて、公平性や透明性の高い方法を工夫して委員選任をするよう規定しました。
- 3 委員選任のための、審議会を設け、広く市民の意見を反映させてはどうかとの意見もありましたが、市長の選任権に触れる恐れがあるとの意見もあり、採用は見送られました。

(教育委員会)

第22条 教育委員会は、児童、生徒をはじめすべての市民に対する教育環境の充実を図るとともに、教育、文化の発展に寄与するよう努めなければなりません。

(解説)

- 1 市の教育委員会のあり方については、市民が関心をもち、その実態を知り、意見をのべるこ

とが大切でしょう。学校と地域住民で組織された学校運営協議会等が十分機能を発揮することが望まれます。

- 2 市の小中学校では、学校の活動状況を広く知ってもらうために、定期的に「学校だより」を発行して、公民館に置いているところもあります。地域に開かれた学校への努力のひとつの事例といえます。
- 3 教育委員会は定例的に会議を開いています。開催日程については、市報に掲載しています。議会の傍聴と同じく、所定の手続きをすれば、傍聴ができます。関係資料についても、最近は傍聴者の人数に応じた部数が用意されています。

#### ( 附属機関等の委員の選任 )

第 23 条 附属機関等の委員は原則として市民から公募した委員を加えるものとし、その選任にあたっては、公平性、透明性の確保に努めなければなりません。

#### ( 解 説 )

- 1 附属機関に関して、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例があり、そこでは、目的、定義のほか附属機関の設置等に関する基準、委員構成、会議の公開等が定められています。

#### ( 職員の責務 )

第 24 条 職員は全体の奉仕者であることを自覚し、この条例の基本理念および市政運営の原則に基づいて職務を公正かつ誠実に執行し、能力の向上に努めなければなりません。

#### ( 解 説 )

- 1 市民との意見交換会で、「全体の奉仕者」という表現が現代の公務員像とイメージ的にそぐわないのではないかと意見がありましたが、公務員制度の変遷の中から生まれたものであり、このことばのもつ意義は重いとして、そのままとしました。
- 2 地方公務員法によって、職員には法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業の従事制限が定められ、服務上の義務とされています。
- 3 市では、市民満足度調査を実施して、来庁者から窓口対応や処理の迅速さ等を聴取し、市民サービスの向上を目指しています。

### 第 7 章 市政運営の原則

#### ( 市政運営の原則 )

第 25 条 市は、総合的、かつ計画的な市政運営を行うため、基本構想およびこれを具体化するための計画をこの条例の基本理念に基づいて策定、実施するとともに、新たな課題に対応できるように見直しをしなければなりません。

#### ( 解 説 )

- 1 この原則に基づき、市長は市政運営の方針を定め、その方針に沿って計画をつくり、それを裏付ける予算を編成し、議会に提案し、その審議を経て、各種の事務事業を執行することになります。

- 2 市は、国分寺市行政手続条例を定め、市の処分、行政指導および届出に関する手続きに関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目指しています。これは市民に関わる重要な条例であり、市民に周知する必要があります。

(意見、要望、苦情などへの対応)

第26条 市は、市民からの意見、要望、苦情の申し立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、責任をもって応答します。

#### (解 説)

- 1 オンブズパーソンの制度は、市のオンブズパーソン条例により設置された附属機関です。現在、市には1名の非常勤の専門職が市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理し、行政の非違の是正等の勧告や制度の改善を求めるための意見を表明することができます。ことになっています。
- 2 オンブズパーソンの業務の執行状況については、広く市民に市報によって公表されています。
- 3 オンブズパーソンの組織の強化を図り、さらにその職務の執行の適正化を図ってほしいとの意見がありました。また、市の行為による不利益処分の救済についても、オンブズパーソンとは別に救済のための機関を設置してほしいとの意見もありましたが、第三者機関を設けることに慎重であるべきだとの意見が多かったため、不利益処分の救済については、オンブズパーソン制度の拡充、強化に委ねることとし、この条例には盛り込まないことにしました。
- 4 行政行為による不利益処分については、憲法や行政不服審査法などの法律による救済制度が用意されています。

(公益の損失の防止)

第27条 市は、行政運営上の違法な行為による公益の損失を防止し、市政に対する市民の信頼を確保するため、必要な措置を講じなければなりません。

#### (解 説)

- 1 公益通報保護法とは、いわゆる組織内部の違法な行為を指摘し、これを告発した人について、不当な取り扱いのないよう保護することを定めた法律です。
- 2 市では、職員に関する倫理規定を設けることについて、検討されています。

(財政運営)

- 第28条 市は、予算の編成および執行にあたっては、基本的事項を定める計画および実施計画に基づくとともに、行政評価の結果を考慮するなど健全な財政運営に努めなければなりません。
- 2 市は、財政運営に関し、予算の執行、決算および財産管理の状況その他財政に関する状況について、市民が具体的に内容を把握できるよう十分な情報をわかりやすく公表しなければなりません。

#### (解 説)

- 1 基本的事項を定める計画とは、国分寺市長期総合計画をいいます。
- 2 市の財政状況については、毎年市報により広く市民に公表されています。

- 3 予算編成時に市民からの意見を聴取して、それを精査して予算編成に反映させてほしいとの意見もありました。また、市民に分かりやすい予算書を作成してほしいとの意見もありました。
- 4 市は、財政運営の健全化を図るため、行政改革の一層の推進や各部への予算の枠配分の検討等を行っています。

#### (行政評価)

第29条 市は、効果的、かつ効率的な市政運営を行うため、定期的に行政評価を行い、この結果を公表するとともに、政策の立案および実施、予算および組織の編成等に反映させなければなりません。

#### (解説)

- 1 行政評価とは、目標管理の手法を行政経営に応用する仕組みといわれています。行政組織で予算と人員がどこでどれだけ配分され、どの程度の効率で活用されているか、どれだけの成果効果が現れているかという実態を業績測定します。そして、これらの結果を通じて次の目標を定めてその実現に向けて組織全体で改善運動を進めるといったものです。
- 2 効率的・効果的な行財政運営を図るために行政評価制度を導入することについて、その円滑な推進に資するための行政評価推進委員会を設置し、これに取り組んでいます。
- 3 さらに透明性を確保することと、経営的視点を考え、外部評価委員会の設置についての検討を行っています。
- 4 行政評価の結果については、その概要が市報で公表されています。
- 5 この行政評価との関連で、外部監査制度の導入についても検討されましたが今回は見送られました。

#### (対外関係)

第30条 市は、自治体に共通する課題の解決を図るため、他の自治体との連携、協調、交流に努めなければなりません。

- 2 市は、市と都、市と国との関係が対等、かつ協力の関係にあることを踏まえ、それぞれの役割について相互理解と連携に努めなければなりません。
- 3 市は、国際交流の推進と市民の国際交流活動に対する支援に努めるものとします。

#### (解説)

- 1 近隣の市とは、図書館の相互利用の協定を結び、広く市民の利用に供しています。
- 2 市は、佐渡市とマリオン市と姉妹都市の提携を結び交流を深めています。
- 3 国分寺市国際協会は、国際交流に関する学習会や外国人との交流会、日本語学校の開催等多様な活動を行っています。

## 第8章 最高規範

#### (最高規範)

第31条 この条例は、市の定める最高規範とします。

- 2 市は、条例、規則などを制定し、改廃するにあたっては、この条例の基本理念を尊重しなければなりません。
- 3 市は、法令を解釈し、運用するにあたっては、この条例の基本理念に照らして、主体的に判断するように努めなければなりません。

**(解 説)**

- 1 この条例の位置付けを明確に示しています。

第9章 委任

**(委任)**

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この条例は、公布の日から起算して 月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行します。

**(経過措置)**

- 2 この条例の施行の際、現に存する条例、規則などが、この条例の基本理念に反すると認めるときは、速やかに必要な措置を講じなければなりません。

**(解 説)**

- 1 この条例が施行されると、現在ある条例、規則、その他の諸規定についてはすべてこの条例に照らし、その基本理念に反していないかどうかの点検を全庁的に実施することになります。
- 2 必要な措置とは、条例等の改廃を意味します。







